

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課 (06-6616-5480)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	貯水槽水道の設置者に対する管理のために必要な指導、助言及び勧告の実施要綱に基づく指導
関連する 他局の名称	健康局
概 要	貯水槽水道設置者に対する適正な管理の啓発指導の強化と、利用者への情報提供を充実するとともに、利用者の不安を払拭するため利用者からの依頼に基づく水質検査の実施、その結果必要があると認める場合における設置者の同意を得た上での立ち入り調査及び改善指導など、貯水槽水道の衛生管理等の徹底を図っていくこととし、「貯水槽水道の設置者に対する管理のために必要な指導、助言及び勧告の実施要綱」を平成15年に制定し、指導・啓発等を行っています。
根拠となる要綱等	大阪市水道事業給水条例(昭和34年4月1日条例第20号)36条の3 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 貯水槽水道の設置者に対する管理のために必要な指導、助言及び勧告の実施要綱
行政指導指針	貯水槽水道の設置者に対して管理に関し、条例及び指導要綱に基づき指導、助言及び勧告を行っています。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207409.html
備考	

＜根拠法令等及び条項＞

○ **大阪市水道事業給水条例**

(貯水槽水道の管理等)

- 第 36 条の 3 局長は、貯水槽水道(法第 14 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の設置者に対し、当該貯水槽水道の管理のために必要な指導、助言及び勧告をするものとする。
- 2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理の状況その他の貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。
- 3 貯水槽水道(簡易専用水道(法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。)に限る。)の設置者は、法第 34 条の 2 第 1 項の規定により当該貯水槽水道を管理するとともに、同条第 2 項の規定による検査を受けなければならない。
- 4 水槽水道(簡易専用水道を除く。)の設置者は、局長が定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理するとともに、当該貯水槽水道の管理の状況に関する検査をしなければならない。

○貯水槽水道の設置者に対する管理のために必要な指導、助言及び勧告の実施要綱

(平成 15 年 7 月 31 日 局長決)

(最近改正 平成 28 年 6 月 30 日)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大阪市水道事業給水条例第 36 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）の設置者に対してその管理に関する指導、助言及び勧告（以下「指導等」という。）を行うにあたり必要な事項について定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、すべての貯水槽水道について適用する。

(定 義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立入調査 貯水槽水道の利用者からの連絡などにより、必要があると認められる場合に、当該貯水槽水道の設置者の同意を得て行う現場調査のことをいう。
- (2) 指導 立入調査の結果、必要があると認められる場合に貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理のために必要な事項について説明し、理解を得るようにすることをいう。
- (3) 助言 指導を行ったにもかかわらず貯水槽水道の設置者が十分な管理を行っていない場合、改めて問題となる事項等を説明し、適正な管理の必要性について理解を得るようにすることをいう。
- (4) 勧告 助言を行ったにもかかわらず改善が見られない場合、貯水槽水道の設置者に対して、当該貯水槽水道を適正に管理するように求めることをいう。

(指導等の趣旨及び内容)

第 4 条 指導者は、貯水槽水道の適正な管理を確保し、その利用者が安全で良質な水を安心して利用できるようにするため、立入調査の結果に基づき、当該貯水槽水道の設置者に対して、管理のために必要な事項や適正な管理の必要性について説明し、その適正な管理を求めること等を内容とする。

(実施者)

第 5 条 立入調査は、各水道センターの職員が行う。

2 指導等は、各水道センター所長が行う。

(指導等の原則)

第 6 条 立入調査及び指導等にあたっては、それらの実施者は、大阪市水道局の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及びそれらの行為があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 各水道センター所長は、その相手方が指導等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(指導等の方法)

第7条 各水道センター所長は、指導等を行った相手方に対して、当該指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 指導等が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、各水道センター所長は、業務上特に支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる指導等については適用しない。

- (1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの。
- (2) 既に文書によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの。
- (3) 指導等を書面等で行う場合は、別紙様式によるものとする。

附 則

この要綱は平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。